

# 特定非営利活動法人カシオペア医療介護支援センター 会員規程

令和6年3月26日 理事会議決

## 前文

特定非営利活動法人 カシオペア医療介護支援センター定款（令和4年2月22日成立）により、会員について、次のとおり定めている。  
会員の定義が定められていることから、別途会費のあり方等について規定する。

## 第3章 会員

### （種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正社員 この法人の目的に賛同して入会した福祉、介護、医療、行政団体及び事業所
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会したその他の団体及び個人

### （入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### （入会金及び会費）

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### （会員資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき、

### （退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### （除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### （抛出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及びその他の提出金品は、返還しない。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員会費 3,000円（1年度分）
  - (2) 賛助会員会費 1,000円（1年度分）

このことから、次のとおり会員規程を定める。

## (目的)

第1条 この規程は、定款に定める会員がこの法人の目的及び事業に対し有する権利等の詳細を明確にするために設けるものとする。

## (性格)

第2条 この法人の会員は、定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、地域包括ケアシステムによる在宅医療介護連携推進に協力し、カシオペア地域の住民が安心できる生活の実現に寄与するものである。

## (会員の範囲と義務)

第3条 この法人の会員は、定款第6条に定める種別のおりとし、定款第7条に定める入会申込書の提出をもって理事長が承認した者とする。

会員は、定款第8条の規定及び定款附則6の規定により、入会金及び会費を納入しなければならない。

## (会費)

第4条 定款第6条及び附則6による入会金及び会費は、次のとおりとする。

なお、入会金については、入会初年度の年会費に含むものとする。

### (1) 正会員（社員）会費

この法人の目的に賛同して入会した福祉、医療、介護、行政団体及び事業所  
年会費 3,000円

なお、正会員は、行政機関、医療機関、福祉介護施設の事業所等の代表者等とし、県（県立病院を除く）、広域行政事務組合、市町村（地域包括支援センターを含む）の行政団体については、会費の納入は基本的に求めないものとする。

### (2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会したその他の団体及び個人  
年会費 1,000円

なお、賛助会費は、年会費1口1,000円とし、賛助しようとする口数とする。

2 年会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年度分の会費をいう。

ただし、年度中途の加入及び脱退についても1年度分の会費とし日割り計算はしないものとする。

## (会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。

ただし、年度中途に新たに入会した会員は当該年度会費を入会の際に納入することを基本とし、翌年度は年度当初に納入するものとする。

## (役割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守に努めなければならない。

- (1) 正会員は総会への出席
- (2) 事業活動への参加
- (3) その他、この法人の目的達成のための活動への協力等

## (規定の変更)

第7条 この規程は、総会の議決によって変更することができる。

## 附則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。